

山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 科目等履修生規程
(令和6年4月1日制定 人間福祉学研究科第5204号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則第31条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第8条各号のいずれかに該当する者で、山梨県立大学（以下「本学」という。）大学院の一又は複数の授業科目の履修を希望する者とする。

(入学志願の手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条第2項に定める入学検定料を添え、学長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 科目等履修生入学願書

(2) 履歴書

(3) 前条の資格を証する書類（出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書等）

(4) 外国人にあっては、住民票

(5) その他学長が定めるもの

(入学者の選考)

第4条 科目等履修生の選考は、人間福祉学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が行う。

2 選考方法は、書類審査とする。

(入学の手続及び入学の許可)

第5条 前条の選考により合格の判定を受けた者は、学長が別に定める日までに、所定の書類を提出するとともに、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条第2項に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者について、入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると学長が認めるときはこの限りではない。

(在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は、入学日の属する年度内とする。

2 前項の在学期間に、履修した授業科目の単位を修得できなかった場合は、研究科委員会の議を経て学長の許可を得て、在学期間を延長することができる。

3 前項の規定により、翌年度も引き続き科目等履修生として在学する場合は、在学期間が連続しているものとみなす。

(履修科目)

第8条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、別に定める。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生が所定の試験等に合格した場合、単位を与えるものとする。

2 科目等履修生が修得することができる単位は15単位までとする。

(科目等履修生の義務)

第10条 科目等履修生は、本学の指定する科目担当教員の指導に従わなければならない。

(証明書の交付)

第11条 科目等履修生が修得した単位、在学期間等について、当該科目等履修生の請求により証明書を交付する。

(授業料等)

第12条 授業料、入学料及び入学検定料の額及び徴収方法は、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程の定めるところによる。

(退学)

第13条 科目等履修生は、退学しようとするときは、その旨を願い出、研究科委員会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 学長は、授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと認めた場合は、研究科委員会の議を経て、これを除籍することができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。